

国勢調査前史 (I)

——明治人口統計史の一齣——

藪内武司

はじめに

「統計史」は、統計調査の史的発達過程をその対象とする。したがって、統計史をもって「統計調査史」と読みかえてもよい。いま、統計調査の源流を求めて、その歴史を繙くとき、史実が示すようにその萌芽はすでに古代において存在したことを認めうる。しかし、そこでは、まだ断片的・散発的な形態にとどまり、なんら系統的な形を整えるにはいたらなかった。統計調査が組織的・恒常的な体系をもって姿を見せるのは、近世国家の出現をまたなければならぬ。すなわち、「政治的には中央集権、経済的には重商主義⁽¹⁾」の時代である。ここにいたり、統計「調査が重要な意義を有⁽²⁾」ち、さらに「専制政治から立憲政治への推移は、統計調査の一大発展を画⁽³⁾」することになる。このことは、「社会の発展に伴い、大量を問題にすることが多くなるとともに、統計調査が発達し、社会の地盤の推移に従い統計調査の方法内容も異なり、従って、統計に関する問題の仕方にも変化を⁽⁴⁾」じせしめたといえるのである。がらう、統計は「社会の精神的な生産物として生産され、その土台である社会の経済構造の発展とともに発展⁽⁵⁾」してきたのである。それゆえ、統計調査の歴史は、ひとり独自の歩みをもって発展してきたのではなく、それぞれの時代の政治的・経済的背景と密接な連関のもとに展開させられてきたといえる。

この意味において、わが国における統計調査の歴史を遡求するとき、まさし

く同様の事実が妥当する。統計調査が調査としての形態、すなわち近代的統計調査の形態を本格的に具備する発端となるのは、幕末維新时期であった。この期はいうまでもなく、わが国が近代国家として成立する過程の端緒でもある。

周知のように、明治維新政府は、政治・経済・社会・文化等すべての分野にわたり、一刻も早く西欧先進諸国に伍することを、その緊急課題とした。近代国家への脱皮が急テンポで進行する中、政府管理機構の整備も推進された。統計関係諸機構も例外ではない。行政・政策活動のための実情認識の基盤を固めんがためには、正確で体系的な統計資料の充実が要請された。その要請に応じて各種の統計調査が企画・実施されていく。なかんずく、人口統計の整備は焦眉の急務であった。したがって、戸口調査そして人口調査と着々と進行されるのであるが、しかしながら、全国レベルでの人口調査＝国勢調査は大正期になるまで実施されなかった。なにゆえであったのだろうか。このことは、日本資本主義発達の特質と大きく絡みあう問題である。

そこで、本稿の意図するところは、明治期における人口統計の発展経過を辿ることによって、一定の歴史的条件下におけるわが国の人口統計の成立過程を概括し、第1回国勢調査実施にいたるまでの足跡を考察することにある。

注(1) 蛭川虎三、『統計利用に於ける基本問題』、岩波書店、1932年、18ページ。

(2) 同上書、18ページ。

(3) 同上書、18ページ。

(4) 蛭川虎三、『統計学概論』、岩波書店、1934年、309～310ページ。

(5) 上杉正一郎、『経済学と統計』(改訂新版)、青木書店、1974年、163ページ。

〔 I 〕

(i)

まず、人口なる語を「一定の地域特に一定の行政上の区域における人間の総

(1) 数」と理解したい。そこでいま、人口統計というとき、二様の意味をもつ。その一つは、人口の構成状態を観察する人口静態統計であり、いま一つは、人口の変動状態を観察する人口動態統計である。あるいは、統計値の成立過程、すなわち調査形態の相違により、前者は第一義統計(直接統計調査・調査統計)とよばれ、後者は第二義統計(間接統計調査・業務統計)と名づけられる。

明治期の人口統計史の主流は、もっぱら後者の形態、すなわち人口動態統計を中心として展開された。もちろん人口静態統計も散発的であったがみうけられる。しかし、それは継続的・全国的なものには発展しえなかった。人口静態統計が体系化されなかったとはいえ、この時期におけるいくつかの断片的・個別的な静態統計の成果が、のちの全国的レベルでの人口調査への礎石となり範となっていくのである。

(ii)

明治維新は、わが国の統計調査にとっても草創期となる。この期にすでに、地方を対象とするにとどまったとはいえ、わが国の近代的統計調査史上初の人口調査が実施された。杉亨二(1828~1917)の主導になる、駿河国を対象としての人口静態調査が、それである。

杉は、開成所教授職に在任中、偶然的な動機から、オランダの統計資料に接する機会をえた。ここで社会現象を数量で把握し、表現するという新奇な考え方=統計なるものに関心をよせる。ここに、彼の統計意識が胚胎するのである。⁽²⁾杉が、開成所教授職中に、徳川幕府が倒壊し、明治新政府が成立する。彼は、徳川家が一大名として駿河府中藩(静岡藩)へ移封されるのに行を供にし、同地へ移住した。この駿遠の地で洋学教育に携わるとき、彼が、さきに西欧先進諸国の統計に開眼し、統計学に傾注することによって得た知識を具体的に発芽せしめる機会をえる。1869<明治2>年のことである。

「或時、不図気が付いて、此処ぞ宿志を遂げんと思ひ立ち、静岡奉行たりし、中臺伸太郎に面会し、時事の談に及び、不知不案内の土地に来、領内の事実を知らずして政事

を行ふも、徒に勞して功なかるべしと、其頃はスタチスチックを政表と称えたりし故、其の事を説きたれば、中臺甚だ感服して言ふ様、実はドウして宜いか当惑して居るところである、……ドウぞ其政表の調べを頼み入りたしと頻りに懇望す、……時こそ来たれと窺かに喜んだ、併し兎も角も重役より一切委任せざれば事成らずと辞しければ、中臺言ふ、それは私一身に引受可申と、左あらばと固く約して政表調べの方法を実行し……」⁽³⁾

かくして、日本における最初の本格的な人口静態調査が実施の運びとなる。本調査で設計された調査票、ならびに設定された調査事項(標識)は、以下の⁽⁴⁾とおりである。

- 一嫁取 izzれの国たれの娘か養女か何歳か
 - 一掣取 izzれの国たれの倅か養子か何歳か
 - 一もらひ子 izzれの国たれの倅か娘か何歳か
 - 一出産 男か女かふた子か三ツ子か男女いく人か流産か死体か
 - 一死去 なに病にて何歳で死去か男か女か
 - 一りゑん 何歳にてりゑんか
 - 一縁ぐみ 何歳にて縁ぐみか二度の縁か三度の縁かいく度の縁か
 - 一やもを izzれの国か何渡世か何歳にてやもをか
 - 一やもめ izzれの国か何渡世か何歳にてやもめか
 - 一みなし子 何歳にてみなし子か男か女か
 - 一ひとりもの izzれの国か何渡世か何歳にてひとりものか男か女か
 - 一田畑山林 izzれのたれへゆづり渡し誰よりゆづり受候か
 - 一とせい替 何渡世より何とせいにかへるか
 - 一家持 なにとせいのものより家かい受るか何とせいを始るか
 - 一借家 なにとせいのもの住居か何とせいを始るか
 - 一出かせぎ izzれの国か何とせいか男か女か何歳か
 - 一入かせぎ izzれの国のたれか何とせいか男か女か何歳か
 - 一宗旨がへ 何宗旨より何しうしに改るか
- 右のヶ条は何年何月としたゞめ三日の内にとゞけ可申事
- 一召使 何れの国か何とせいか男か女か何歳か何宗旨か但し子供をつれ候はゞ男か女か何歳か

右召使の分は毎年十一月朔日より同十五日までにとゞけ可申事

右者御領内人民のために相成候様厚く御世話被成度御趣意有之の事に候間能々会得いたし箇条日限等無相違市中は町会所在方は其所役人え届可申事

但実用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候且当人届に出候にも及ばず人頼にても召使の者にても持参可致事

さらに、表1のような「家別表」⁽⁵⁾をもあわせて設計している。

表1 家別表

婢	女			婦	僕	男			夫	
										生
										国
										人
										数
										年
										齡
										家
										持
										借
										家
										田
										畑
										山
										林
										業
										体
										出
										稼
										入
										稼
										宗
										旨
録	録				録	録				
専	公	独	孤	寡	私	公	孤	孤	獨	

注) 世良太一編、『杉先生講演集』, 29ページ。

当時すでに、西欧諸国においては周期的国勢調査が開始されており、杉は、開成所時代にこれらの具体的な官庁統計の成果に触れているところであった。したがって、これらの調査事項の設定、調査票の設計にあたっては、さきに学んだ統計知識を応用したであろうことは想像に難くない。しかし、この期にはまだ、彼の統計理論にたいする知識は体系的には形成されていなかった。それゆえ、その調査事項のかなりの部分は、旧幕時代の「人別改」と称せられる人口調査、なかんずく、1721〈享保6〉年6月の「触書」以降、とくに強化された周期的人別調での表式が、その参考資料になったものと思われる。このことから、そこにはまだ多くの封建的思考の残滓が散見されるといえよう。

同調査は、まず静岡市中から着手された。その調査方法は、市中の「名主」に協力を依頼し、さらに「小前」の参加をえて進められた。そこでは、

「近来は婚姻等の事に就き倅娘等我儘になり、兎角親共も困却致す折柄にて、一々婚姻などの事を届出る様に相成り候はゞ大に取締りにも相成り、至極結構な事⁽⁷⁾、「何處でも人民が戸籍を調べる事を其頃は喜ぶ、なぜかと云ふに他国から這入って来て婿養子と為ったりすると、送状と云ふものを向うの住地から此方の住地へ送る、さうして人別が其の土地の人別になる、土地の人別に外づれると帳外れ者となって人別帳に這入らぬ者になる、人別帳に這入らぬと町村の寄合などへ出て口を利く事が出来ぬ、人から軽蔑せられ大変耻づる、さういふ者が大変あったから皆な入れてやった⁽⁸⁾」

と、藩民の積極的な支持をうけ調査は順調に進行する。さらに行く先きぎきで「御馳走をする、それを禁ずるに甚だ閉口した⁽⁹⁾」と、大歓待に嬉しい悲鳴をあげている。ここで、かくも藩民が調査に好意をもって、受け入れている事実は興味ぶかい。なぜならば、従来の「人別調」は、支配者の側における封建的体制ないしは秩序維持のための手段として、その階層を分明にするものであった。しかし、本調査における杉の文言中の、人別「帳外者はおそらく他地方では八分、帳ばねなどとゆうものであったろう。村落自治のうえの封建的な統制と制裁の法が、新しい時代のまえにやぶられよう⁽¹¹⁾と」していく様が生々しく窺えるのである。

かくて調査は、静岡、江尻、清水港、沼津、原へと、その成果を拡大していくのである。が、沼津を調査中、「封土人民奉還と云ふことが起った」⁽¹²⁾のである。そこで、思いがけぬ横槍を入れられることになる。すなわち、「重役の方から妨害が起って来て、朝廷より為さらぬ事を当藩で斯様な調べをするのは宜しからぬと云ふ論が起って来た」⁽¹³⁾のである。時すでに、明治新政府の権力機構が着実に確立されていく中、地方の一大名に転落した徳川藩が、新政府の顔色を窺うのは、けだし当然のことであろう。「朝廷でなさらぬ事」をひとり当藩で行なうのは、あらぬ勘繰りを受ける因にもなるという同調査にたいする強硬な反対意見が、重役連中の中から台頭してくるのである。当初、重役の賛同をえて始まった同調査が、今度は重役の反対によって挫折の止むなきにいたる。「どうか静岡藩だけなりとも、調べ上げて結果を現せば、政表(統計：注…引用者)の開けを促して来て世界に弘がらうと思ったが、全く空想に帰して仕舞ふた、誠に残念、甚だ残念だが致し方ない」⁽¹⁴⁾との文言から、杉の無念ぶりが痛切に偲ばれる。

ただし、ここで「沼津と原の調は漸く表が出来て記念に残」⁽¹⁵⁾されている。いま、同表の一部を紹介してみると、表2のように整理されている。

表2にみられるように、標識別の分類・整理と、今日の統計製表化の基本構造はすでに取り入れられており、さらには初歩的な形ではあるが統計解析が施され、十分なる使用にたえうる大量の表現形式でもって示されている。しかも、この表章にあたっては、「周到な学理にもとづき、人口構成の真実にふれたいとゆう努力のほどばしりであること」⁽¹⁶⁾を認めうるのである。かくのごとく、杉の「四民平等のイデオロギーを政表調査にむすびつけ、調査の方法や態度よりもその根本理念に近代的なすがたがおおしくもおどり出」⁽¹⁷⁾たのが、本「駿河国人別調」であった、といっても過言ではなからう。たとえ、本調査が今日の統計調査法からみて、素朴な調査形態にとどまったとはいえ、日本における近代的人口センサス(=人口静態調査)の端緒として考えるとき、そのもつ意義は高く評価されてあまりあるといえよう。

婦	十七歳より	二十歳より	三十歳より	四十歳より	五十歳より	六十歳より	七十歳より	八十歳より
	十九歳まで	二十九歳まで	三十九歳まで	四十九歳まで	五十九歳まで	六十九歳まで	七十九歳まで	八十一歳まで
十	百九十三	三百十七	三百三十六	三百四十五	八十三	二十六	三	
十四歳より	十七歳より	二十一歳より	二十二歳より	三十一歳より	三十三歳より	五十四歳より	五十一歳より	
二十歳まで	三十七歳まで	四十九歳まで	六十歳まで	六十一歳まで	七十六歳まで	七十六歳まで	七十九歳まで	
十	百九十三	三百十七	三百三十六	三百四十五	八十三	二十六	三	
二十歳まで	三十七歳まで	四十九歳まで	六十歳まで	六十一歳まで	七十六歳まで	七十六歳まで	七十九歳まで	
總計	一千二百十五夫婦							

男	未だ娶らざる者	離縁せし者	再縁せし者	妻死せし者	小
	二十歳より	二十二歳より	二十四歳より	二十八歳より	六百九十四
三百四十八	六十一	百六十二	百二十三		
五十六歳まで	七十一歳まで	八十一歳まで	八十六歳まで		
女	未だ嫁せざる者	離縁せし者	再縁せし者	夫死せし者	小
十七歳より	十九歳より	二十歳より	二十五歳より	四十二歳より	千四十八
三百三十三	百五十六	百三十五	四百二十四		
六十五歳まで	五十七歳まで	六十歳まで	八十一歳まで		

窮民	鰥	寡	孤	獨
	男	女	未嫁	一
廢疾	男	女	痴愚	一
			近眼にして聾	一
			痴愚	一

以下、「生国別」・「宗門」・「家屋」・「職業」・「出稼」・「入稼」などの諸表を省略。

注) (一) 男子人口「年齢別表章」の小計(三、三〇〇名)と、「小以」(三、二九六名)との間に、四名の食い違いがみられるが、原資料どおり転載した。

(二) 世良太一編、『杉先生講演集』、付録一(四ページ)。

注(1) 汐見三郎・木村喜一郎, 「人口統計」, 大阪商科大学経済研究所編『経済学辞典』第3巻, 岩波書店, 1931年, 1442ページ。

(2) くわしくは, 拙稿「日本における民間統計団体の生誕——『表記学社』とその系譜——」, 関西大学『経済論集』第26巻4・5合併号, 1977年1月参照。

(3) 世良太一編, 『杉先生講演集』, 1902年, 25ページ。

(4) 同上書, 26~27ページ (ただし, 原資料はタテ書きである)。

(5) 同上書, 29ページ。

(6) 「諸国領知田畑町歩并人数可書出旨御書付」(享保六丑年六月廿一日)。ちなみに, 1796(寛政八辰)年4月出された「人別書上改正申渡并書上書式」のうち, 「人別書」の書式は以下のような内容である (ただし, 原資料はタテ書きである)。

是迄毎年名主方江取置候人別帳案文
但以来帳面を題帳ニ居置別段ニ新規出入帳相仕立
月々増減相記可申積

人 別 帳

何町

何町

一生国何郡何村

何宗何所何寺
家守請人何町誰店誰

家守 誰印
歳

一生国御当地

宗旨寺右同断

妻 たれ
歳

一生国何国何郡何村

宗旨寺何所何寺

家持 誰印
何家業 歳

一生国御当地

宗旨寺右同断

妻 たれ
歳

一生国同断

宗旨寺右同断

悴 誰印
歳

一生国御当地

何宗何所何寺
地誰人何町誰店誰

地借 誰印
何商売 歳

一生国何国何郡何村
御当地

宗旨
請人

召仕 誰印
歳

一生国、

何宗

懸り人
親類名目 誰印
何商売 歳

一生国、

何宗
店請人

店借 誰印
何商売 歳

一生国、

何宗
請入

出居衆 誰印

何商売 歳

右之通一ト地面限相調合冊ニ仕可申候

右何町一町

史何町一町

都合人数何百何拾何人 内男何百何拾何人
女何百何拾何人

拾六歳以上男 何百何拾何人

但 拾五歳以下男 何百何拾何人

拾六歳以上女 何百何拾何人

拾六歳以下女 何百何拾何人

此内訳

家持 何人

家守 何人

地借 何人

店借 何人

父母妻子 何人

但家持家守地借店借共

掛り人 男何人
女何人

出居衆 男何人
女何人

召仕 男何人
女何人

〆何百何拾人

内

御当地出生 男何人
女何人

何国出生 男何人
女何人

何国出生 男何人
女何人

如此出生国分以来為書出可申候

右之通店々巨細ニ相改相違無之勿論前書人別ニ洩候者老人も無御座候

一切支丹宗門之儀博奕之儀隠売女之儀鉞重相改其外不見届者ハ勿論家業向無之不随
成者ハ等閑ニ不差置店中人別外之者ハ不及申請合人無之者逗留不致様致し月々人
別増減之分別帳面ニ不怠様書出可申候為後日仍如件

年号月日

何町

家主 誰印

同 誰印

同 誰印

名 主
誰 殿

以下、「人別高書上」、「支配限人別寄高」、「出人別帳」、「入人別帳」などの諸帳は省略する。「徳川時代（享保以後）人別改関係法規抄」（徳川禁令考 第六十六章 戸籍調査統合）、総理府統計局編、『総理府統計局百年史資料集成』（以下『百年史』と略す…筆者）第2巻 人口 上、1976年、129～130ページ。

- (7) 世良太一編、前掲書、28ページ。
- (8) 世良太一編、前掲書、30ページ。
- (9) 世良太一編、前掲書、31ページ。
- (10) 杉は、清水の調査で俠客・清水次郎長（山本長五郎）に非常に世話になったと語っている（河合利安編、『杉亨二自叙伝』、1918年）。第1回国勢調査においても同様の逸話が、いくつか残されている。たとえば、日本国勢調査記念出版協会、『日本国勢調査記念録』第1～2巻、1922年参照。
- (11) 小島勝治・松野竹雄共編、「国勢調査の文献」、『浪華の鏡』第5巻第9号、1940年9月号、146ページ。
- (12) 世良太一編、前掲書、20ページ。
- (13) 世良太一編、前掲書、34ページ。
- (14) 世良太一編、前掲書、34ページ。
- (15) 河合利安編、「杉亨二自叙伝」、総理府統計局編、『百年史』第1巻 総記 上、596ページ。
- (16) 小島勝治・松野竹雄共編、前掲誌、146ページ。
- (17) 「駿河国人別調」中絶のあと、杉は、沼津兵学校で仏蘭西学の教鞭をとっていたところ、1870年7月、民部省出仕を命じられる。戸籍の調べがその職務であった。ここで、彼は、スタチスチックは「戸籍調」にあらずと、「政表」（統計）について、つぎのような建白を、1870〈明治3〉年7月29日、大隈大藏大輔あてに差し出している。

「一 政表御取調相成候儀（略）、一 四民互に婚姻いたし候儀御差免之事（略）、一 上下座御禁止相成候事（略）」（世良太一編、前掲書、付録27～32ページ）。

この建白が、受け入れられるところとなり、1871〈明治4〉年12月28日、太政官正院に政表課が設置され、杉は大主記に任ぜられている。
- (18) 小島勝治・松野竹雄共編、前掲誌、146ページ。

〔Ⅱ〕

(i)

明治期の人口動態統計は、維新政府の戸籍編成作業と軌を一にして進行する。すなわち、近代国家としての体系を一刻も早く整備せんとする新政府の課題の一つは、版籍奉還後における行政業務の早期充実化であった。なかんずく、徴兵制・税制・学制などの新制度創設は近代国家の枢要課題である。それがための基礎条件となるのは、「戸籍」の編制・完備である。さらにまた、維新混乱期において、蠢動しつつあった「脱籍浮浪人の徒」の掌握・取り締まりという、治安対策上の問題も絡んでいた。すなわち、維新の激動期に脱落し、「天下をかけめぐって義をとえ、難に殉じて国家の命脈を維持し⁽¹⁾」た彼らが、憤懣のはけ口を求めて民心と結びつくことにより、国家安穩にたいする妨害分子となることを防ぐという意味からも、戸籍の早期整備が要請されたのである。換言すれば、「脱籍浮浪人が激動する当時の社会において『御政体ニ差障り』ある事態⁽²⁾の誘因になることを憂慮⁽³⁾」しての要請である。

したがって、この間、つぎのような通達が矢つぎばやに出されていく。

1869<明治2>年2月5日 行政官第117号

「諸府県施政順序別紙ノ通被……(別紙ノ内)

一戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事

戸口ノ多寡ヲ知ルハ人民繁育ノ基戸伍ヲ相組ハ衆庶協和ノ本タリ宜シク京都府ニテ編立スル所ノ制度ニ倣フベシ⁽³⁾」

1869<明治2>年3月8日 行政官布告第261号

「浮浪人ノ儀ニ付テハ昨年来毎々被 仰出ノ旨モ有之候処 今以行届兼都下往々脱籍無産ノ輩有之趣相聞実以不相濟事ニ候就テハ今般戸籍改正右等ノ徒御取締相成候ニ付在東京ノ公卿諸侯ヲ初徴士大夫士行政官支配付ヨリ府下ノ社寺士民文武其外諸塾ニ至ル迄無籍ノ者差置候儀一切不相成候事……」

1869<明治2>年3月8日 会計官軍務官刑法官第267号

「今般東京府下戸籍改正被 仰付脱籍無産之徒各其所ヲ得兼テ被 仰出候御趣意貫徹致

候様屹度取締可致旨……」

1869〈明治2〉年3月 行政官第323号

「戸籍ハ治道ノ基ニシテ凡ノ御政事はヨリ不生ルハ無ク戸籍不明ニ候テハ教化仁恤之道モ不相立誠ニ以テ緊要之事ニ候就テハ斯克御一新相成候上ハ猶更府藩県ニ於テ不可歸之地不可入ノ人ハ無之筈ニ候処永ク無籍戸外之者有之候テハ率浜之儀ニモ戻リ第一御施行之道不相立蒼生之疾苦目前之事ニ候依之戸籍之儀ニ付先般ヨリ……無産無頼之者ハ成丈ケ其所ヲ得候様順次ニ御世話可被遊深キ 思食ニテ戸籍御取調之事被 仰出候儀ニ候ヘハ……」

1869〈明治2〉年4月15日 行政官御沙汰第358号

「脱籍浮浪人ノ儀……今以処々流寓罷在候趣畢竟本国復籍之途不相開各所戸籍人別取調不行届等ニ依ルコトニテ……窮迫之余リ遂ニ御政体ニ差障リ候儀ニモ可立到……脱籍之者悉ク本地ヘ引戻シ候様……」

1869〈明治2〉年5月16日 民部省第459号

「東京府戸籍改正所ニ於テ先達テ以来無籍無産ノ者取糺被 仰付候処府藩県ニ於テ前年脱籍出生分明ナル者ハ今般其府藩県ヘ引渡復籍ノ上 厚ク 教授ヲ加ヘ 産業ニ基キ候様……」

1872〈明治5〉年8月学制布告、同年11月徴兵令布告と、中央集権化の体制が一層推進されるなか、戸籍の整備はますます緊要化する。これがため、上にみたような布告・通達が相ついで出されるのであるが、一片の通牒だけでは、戸籍編成・人口調査は容易に進展するものではなかった。その間の事情は、1869〈明治2〉年6月、各藩にたいし指示されたつぎの「支配地人口戸数取調」から明瞭に読みとれる。

「抑當時諸藩百事改革ノ際頗ル多端ニシテ此等ノ調査モ亦曾テ一定ノ様式ナク各自随意ニシテ……或ハ人口ヲ挙ゲテ戸口ヲ調べザルアリ或ハ他ノ人民ト混同シテ弁別スベカラザルモノアリ又或ハ事故アリ追テ録上スベキ旨ヲ稟申スルモ終ニ果サズシテ廢藩ニ属セシモノアリ 加之旧郡代々官所等當時府県ノ所轄地ニ属スルモノハ其調査ノ記録ヲ欠クヲ以テ只僅カニ各藩調査ノ記録アル所ニ從テ之レガ一班ヲ示スニ過ギザルナリ……」⁽⁴⁾

(ii)

かくして、1871〈明治4〉年4月4日、太政官布告第170号をもって、全国総体の「戸籍法」(いわゆる「検戸の法」)が公布される。

「今般府藩県一般戸籍ノ法別紙ノ通改正被…… 戸籍人員ヲ詳ニシテ猥リナラサラン
 ムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ夫レ全国人民ノ保護ハ大政ノ本務ナル……然ルニ其
 保護スヘキ人民ヲ詳ニセス何ヲ以テ其保護スヘキコトヲ施スヲ得ンヤ是レ政府戸籍ヲ詳
 ニセサルヘカラサル儀ナリ……故ニ今般全国総体ノ戸籍法ヲ定メラル、ヲ以テ普ク上下
 ノ通義ヲ弁ヘ宜シク粗略ノコトナカルヘシ」(傍点…引用者)

との前文で始まる戸籍法は、第一則「此度編製ノ法臣民一般華族士族卒祠官僧侶
平民迄ヲ云以下輩之其住
 居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺スナキヲ旨トス故ニ各地方土地ノ便宜ニ随ヒ予メ
 区画ヲ定メ毎区戸長並ニ副ヲ置キ長並ニ副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ
 詳ニスル事ヲ掌ラシムベシ」と、まず戸籍業務にかんする対象規定を行なっ
 ている。このことは従来、寺籍法・士籍法と身分を基本として編成されていた戸
 籍を廃して、国民を臣民一般としてとらえ、さらにその居住地によって把握し
 ようとしたものである。これは当然、四民平等を標榜する維新政府の措置に対
 応するものである。が同時に、それは天皇を頂点としての「臣民一般」であっ
 たことは見のがせない事実である。したがって、華族・士族あるいは平民とい
 う族称は、この戸籍上に記載され、江戸時代以来の被差別の体系は実質的には
 存続されるところとなった。

さらに、各府県内を新しく区割りし、大区・小区を設け、その区制の長を区
 長としたる区長制度の創置は、たんに戸籍業務の掌握にとどまらず、内務卿
 →府知事・県令→郡長・区長→戸長・戸主と、「家」がこの行政系統に
 よって中央政府と連結され、このことによって、全国民を内務省に支配・掌握
 せしめるための重要な役割を担わせることともなっていく。

第四則では、「戸籍表」(表3)と、「職分表」(表4)の二通りの製表の作
 成を命じ(「戸長其区内ノ戸籍ヲ式ノ如ク……其区内総計ノ戸籍表ト職分表トヲ作り……
 太政官ヘ差出スヘシ)でいる。本則は人口静態統計にかんする規定であり、集計
 方法について定めている。すなわち、戸長は区内の戸籍を集計し、2通清書の上、
 その区内統計の「戸籍表」と「職分表」の2種を作成し、それらを支配所を
 經由して庁に差し出し、庁ではその管内統計の「戸籍表」と「職分表」とを作

表 3 第一號區内戸籍表式

戸數若干		人員若干		死亡何人		女 何萬何千		死亡何人		右之通相違無之候	
内	社 何十 寺 何十	家持 何千 借家 何千	内男	十四以下 何人 二十一以上 何人 六十以上 何人	秘 疾 多 何人	十四以下 何人 四十以上 何人	秘 疾 多 何人	十五以上 何人 八十以上 何人	秘 疾 多 何人	第何區戸長 副	氏 名印
何郡	何村	何郡	何村	何郡	何村	何郡	何村	何郡	何村	同	氏 名印
何丁	何丁	何郡	何村	何郡	何村	何郡	何村	何郡	何村	同	氏 名印
合同ヶ町村		合同ヶ町村		合同ヶ町村		合同ヶ町村		合同ヶ町村		合同ヶ町村	

注) 表 3, 表 4 は, 1872<明治 5>年 1月13日, 太政官第 4 号をもつて, 戸籍法の取り扱い方について, 区々になっている部分が訂正されるとともに, その様式は表 5, 表 6 のようにそれぞれ改められた。同時に, 1871<明治 4>年 8月 28日 付太政官布告第 61 号, 「穢多非人等之稱被廢候条, 自今身分職業共

表 4 第二號區内職分表式

某 ^府 縣 ^藩 第何區職分表		第何區戸長		右之通相違無之候	
官 員	何人	兵 隊	何人	卒 族	何人
華 族	何人	士 族	何人	僧 侶	何人
農 業	何人	工 業	何人	商 業	何人
第何區戸長	氏 名印	第何區戸長	氏 名印	第何區戸長	氏 名印
副	氏 名印	副	氏 名印	副	氏 名印
同	氏 名印	同	氏 名印	同	氏 名印
尼ハ僧侶ニ加フヘシ	農工商ニ屬セサルモノヲ雜業トスヘシ巫ハ祠官ニ入レ	尼ハ僧侶ニ加フヘシ	農工商ニ屬セサルモノヲ雜業トスヘシ巫ハ祠官ニ入レ	尼ハ僧侶ニ加フヘシ	農工商ニ屬セサルモノヲ雜業トスヘシ巫ハ祠官ニ入レ

表 5

戸籍總計書式

某府第何區戸籍總計

戸數 何軒
 内 借家持 何軒
 何軒 何軒
 寺社 何十
 華族 何人
 士族 何人
 卒 何人
 僧 何人
 舊神官 何人
 尼 何人
 平民 何人
 人員總計 何人

同家族 何人
 同家族 何人
 同家族 何人
 同家族 何人
 同家族 何人
 同家族 何人
 同家族 何人
 同兄弟 何人
 同家族 何人

男 何人
 十四以下 何人
 二十一以上 何人
 六十以上 何人
 女 何人
 十四以上 何人

内
 癡疾 何人
 囚獄 何人
 徒刑 何人

右之通相違無之候
 年號千支月
 第何區戸長
 同 副
 氏名
 氏名印

何郡 何村
 何町 何町
 合何ヶ村町

表 6

職分總計書式

某府第何區職分總計

官 何人
 兵隊員 何人
 皇學 何人
 英學 何人
 兵學 何人
 武學 何人
 筆學 何人
 工學 何人
 雜業 何人

神官 何人
 從者 何人
 支那學 何人
 佛學 何人
 醫術 何人
 美術 何人
 農 何人
 商 何人
 雇人 何人

人員總計 何人
 男 何人
 女 何人
 右之通相違無之候
 年號千支月

第何區戸長
 同 副
 氏名
 氏名印

平民同様たるへき事 辛未八月太政官と、いわゆる「解放令」發布にともない、表3の該当項目は、表5のように「平民」扱いとなるが、しかしその実体は「新平民」・「旧えた」などという新しい蔑称が、「戸籍」にひそかに注記され、隠微な形で人々を呪縛するところとなった。

り、戸籍1通を庁に備え、1通を表とともに6カ年目に改編し、太政官に差し出すことを命じた。

さらに第五則において、「編成ハ爾後六ケ年目ヲ以テ改ムヘシ」⁽⁵⁾と定め、つづいて「其間ノ出生死去出入等ハ必其時々戸長ニ届ケ戸長之ヲ其庁ニ届ケ出テ……其庁之ヲ受ケ人員ノ増減等本書ヘ加除シ毎年十一月戸籍表ヲ改メ十二月中太政官ヘ差出スヘシ」と命じている。すなわち、出生・死亡・転宅等にあつては必ず戸長に届け出、戸長から庁にまわり、庁は人員の増減を本書に加除して、毎年11月に戸籍を改め、12月中に太政官に差し出すことを定めたのである。このことは、第1回戸口調査の結果を確定の基礎人口数(静態人口)として、その後、毎年的人口増減(動態人口)を加減することによって、年々の人口総数を把握しようとするものであった。すなわち、人口静態統計ならびに人口動態統計の両者を掌握せんとするものだったといえる。

同戸籍法にもとづいて明治五年正月晦日⁽⁶⁾(1872年1月29日)現在を調査時点⁽⁷⁾として「戸口調査」が実施された。この明治5年「戸口調査」は、その年の干支に因んで、いわゆる「壬申戸籍」と称せられるもので、本調査がわが国戸籍業務の統一化を図るとともに、「戸籍表」・「職分表」の作成を通じて人口動態ならびに人口静態統計の盤石を築くこととなる。

その調査時点は、1872年1月29日を期して実施されたのであるが、戸籍法では、第二十一則「……戸籍ヲ検査スルノ日ハ天下府藩県一般二月一日ヨリ五月十五日ヲ以テ終ルヲ法トスヘシ^{此間凡}」と、たんに期間を指示するにとどまり、具体的な日時については指定されていなかった。そこで太政官は、1872<明治5>年1月13日「戸籍編成ハ来申年正月晦日現在ノ人員ヲ根拠ト」するとの通達を出して、明確な時点を示している。

その調査項目であるが、調査は戸籍によつたものであるもので、「世帯」がその対象単位ではなく、「家族」をもつて調査単位とした。このことは、「家」に戸主をさだめ、その戸主が「家」を代表し、「家」にかんする一切の権限と責任を負わされた。このことから、戸主を筆頭とする「家族」の変動はすべて戸

主をとおしての届け出であった。家族数・姓名・年齢・戸主との続柄・職業・婚姻・分家・養子縁組等すべて然りである。さらに戸籍の記載順序においても戸主につづいて尊属・直系・男系を上位とするきわめて儒教的要素の強いものであった。したがって、同調査は本人の家族所在地において調査が行なわれるところから、世帯構成員中から非家族員を除き、さらに家族外にある家族員を加えるということになる。それゆえ、不在者を含めての調査ということになり、調査洩れをひきおこす一因ともなったのである。

さらに、「戸籍表」の年齢区分においても、男女間の年齢階級間隔のとり方に相違があるのみならず、たんに学齢(14歳以下)と兵役年齢(男性のみ21歳以上)の観点から区分されるにとどまるという、きわめて不揃いなものになっている。また「職分表」においても、(1) 職業(官員・兵隊・僧侶)、(2) 身分(華族・士族)、(3) 産業(農・工・商および雑業)といった異質の概念が混在している。このことは「当時の経済発展の段階では職業・産業の両概念はまだ未分化の状態にあった⁽⁸⁾」ということを端的に物語るものであり、この個人的属性、社会的身分、産業概念の混合は、「産業=事業活動の種別と職業=個人のおこなう労働形態の種別とを概念的に区別しなければならないほどの経済活動における経営組織の拡大は成立していなかった⁽⁹⁾」ということを裏づけるものである。したがって、「職分という名称が示すとおり、それらはむしろ全般的に旧幕時代から受けついで封建的な身分制度的社会階層をより濃厚に⁽¹⁰⁾」残していたといえるであろう。

しかも、その調査方法は、戸籍簿を基礎とするため、一定の期間中、造籍を停止しなければならなかった。すなわち、第二十二則によると「六ヶ年目毎ニ二月一日ヨリ五月十五日迄凡百日ノ間ハ戸籍ノ出入ヲ止ムヘシ……」とし、また第二十則では「……一戸毎ニ其差出ス処ノ戸籍ト現在ノ人員ニ突合せ相違ナキヲ点検スル」ことを規定している。それがため、この期間においては、造籍の停止、戸籍と現在人員の照合という煩雑な作業が行なわれることになり、くわえて、このような調査法では、人口の社会的ないしは経済的状态を把握し難

いという欠点をもつこととなった。すなわち、この調査方法は、「根本の理念において人口調査ではなかったために手づきがいらずに煩雑であり、人口の構成をしめすには軟くるところの多い⁽¹¹⁾」ものであったといえる。したがって、そこには、人口の年齢構成・配偶関係・移動状況さらには、その社会的経済的属性について認識しようという考え方、すなわち人口学的思想はまだ萌芽しておらなかったといえよう。この因の一端は、政府の行政当時者たちの統計にたいする認識の浅さにも求められるものであり、その意味から、「戸籍表・職分表の前近代性は、当時の客観的社会状勢の実体と、当時の企画実施者たちの伝襲的意識との双方から制約されざるをえなかったもの⁽¹²⁾」と考えるのである。

いま、壬申戸籍の編成にもなって実施された明治5年「戸口調査」が、「旧時代の『人別改』の方式をたんに延長したもの⁽¹³⁾」にとどまるに終わったとはいえ、「欧米諸国の『センサス』に近似した⁽¹⁴⁾」方法、すなわち、そこで採用された1戸ごとの「点計主義」の調査方法、さらに戸籍表・職分表の作成等は、わが国の人口静態統計ならびに人口動態統計の起点に位置するものであり、官庁統計業務の嚆矢ともなるのである。このことはまさに「旧幕時代の封建的身分社会から近代への過渡時点を映し出した⁽¹⁵⁾」ものとして特徴づけうる。

かくして、同調査の結果、明治5年の「人口」総数は、3,311万0,825人(男1,679万6,158人・女1,631万4,667人)と報告されている⁽¹⁶⁾。

注(1) 田中 彰、『明治維新』、小学館、1976年、107ページ。

(2) 相原 茂・鮫島龍行編、『統計日本経済』、筑摩書房、1971年、29ページ。

(3) ここで京都府の制度とは、長州藩において、1825<文政8>年11月の仕法改正以来利用された「とじやく(戸籍)」帳の表式を範として、1868<明治元>年10月、京都府で作成された戸籍の形式をいう。その起案者は、長州藩出身で、当時京都府へ出仕していた榎村正直でないかと推測されている。(新見吉治、『壬申戸籍成立に関する研究』、日本学術振興会、1959年参照)。

(4) 太政官統計院編、『明治己巳庚午年間 各藩管内 穢多非人等戸口調査材料』。日本統計研究所編、『日本統計史年表』、『日本経済統計集』、日本評論社、1958年、365ページ。本文書は、1869<明治2>年6月25日、会計官第492号をもって、各知藩事

あでの「支配地人口戸数取調」の結果を抜粋・集録されたものである。

- (5) 5年毎のこと。
- (6) 本調査日は太陰暦での日付であり、陽暦では3月8日となる。太陽暦の採用は、1872<明治5>年11月の詔書以後である。
- (7) ただし、内務省戸籍寮、『日本全国戸籍表』明治五年調。の凡例中に「表中所載ノ人口ハ使府藩県検戸ノ年月同シカラス府県ハ明治五年正月廿九日開拓使ハ同六年一月琉球藩ハ同年二月ノ計算ニ拠ル」とあるように、必ずしも全国一斉に実施されたわけではなかった。
- (8) 相原 茂・鮫島龍行編，前掲書，36ページ。
- (9) 相原 茂・鮫島龍行編，前掲書，36ページ。
- (10) 相原 茂・鮫島龍行編，前掲書，35～36ページ。
- (11) 小島勝治・松野竹雄共編，前掲誌，151ページ。
- (12) 相原 茂・鮫島龍行編，前掲書，37ページ。
- (13) 相原 茂・鮫島龍行編，前掲書，37ページ。
- (14) 高野岩三郎，『本邦人口の現在及将来』(重刷)，同人社，1917年，10ページ。
- (15) 相原 茂・鮫島龍行編，前掲書，36ページ。
- (16) 内務省戸籍寮，『日本全国戸籍表』明治五年調。その後，統計局の計算によれば，3,480万7,912人と示されている(内閣統計局編，『明治五年以降我国の人口』，東京統計協会，1930年，15ページ)。その差170万人近くの食い違いがみられる。なぜこのような大差が生じたのであろうか，興味ある問題である。後日の検討課題としたい。

〔Ⅲ〕

(i)

杉亨二は，明治5年の「戸口調査」について，1873<明治6>年3月5日付にて1通の建議書⁽¹⁾を上申する。すなわち，「……先年民部省に於て設立之戸籍法至て煩細に涉候……民間にては却て戸籍法之為め困苦仕候事共比々伝聞……」とあり，さらに「就ては人口戸数産業等精々簡便に取調方相立其詳細を得候様無之ては広く其他之事物に及し兼差支候に付右戸籍法之箇条無用を省き有用之廉に御改正相成候様仕度……」，つづけて「政表に於て必用たる事件乏敷様存

候」との内容である。ここで杉は、明治5年の「戸口調査」の問題点を鋭く指し、戸口調査を基礎としての人口統計の作成に批判の矢を向けるのである。

この建議書が上申されるについては、以下のような経緯が因となっている。

すなわち、さきに見たように、当時の杉は、まだ統計理論を体系的に修得するにはいたっていなかったが、統計思想についてはすでに会得するところであった。したがって、彼は「人別調」と「戸別調」とは本質的に異なるとの意識を明確にもっていた。このことから、戸籍に則って実施された戸口調査はその手続きが煩瑣であるのみならず、その内容が正確性に欠けると批判する。さらに、同建議書が上申されたいま一つの側面も見落せない。それは、当時の官庁機構に統計業務を扱う中央統計機関が実質上二つ並存していたという事実である。大蔵省戸籍寮と太政官政表課がそれである。歴史的には、大蔵省戸籍寮が1871〈明治4〉年7月27日置かれ、太政官政表課は同年12月24日設置されている。約半年の遅れである。しかし、その業務組織においては、統計寮職員27名に対し政表課職員4名と大差があった。これは、当時の大蔵省の権限が維新政府の枢要部門としての位置を占めていたことに関係する。このことから、各省の「業務統計近代化の基盤整備作業が大蔵省のリードによって進められた⁽²⁾」といえるのである。

したがって、1871年の時点にあっては、「政府の中央統計機関は実質的に太政官政表課ではなく大蔵省統計寮⁽³⁾」にあったと考えるのである。当時、太政官政表課大主記に任ぜられていた杉にとって、このことは面白ろからうはずはない。しかもこの間、1872〈明治5〉年10月4日、政表課は政表掛に縮小され、地誌課所属となり、翌1873年5月政表掛はさらに縮小されて、内史財務課付属となった。その後、1874年2月12日財務課とともに左院に移り、同年3月9日正院に戻って政表課として外史の所管となった。1875年9月27日、太政官の内外史をはじめ諸課局が廃され、五科が設置された。そこで政表事務は第五科政表掛の取り扱いとなる。1877〈明治10〉年1月18日太政官中に調査局が設置され、政表掛は調査局に属することとなる。

このように、本来、中央統計機関としての機能を果たすべき政表掛が縮小につぐ縮小と冷遇を余儀なくされたのである。さらに、つぎのような、大蔵省統計寮からの上申が、政表課にたいして刺激を与えることとなった。すなわち、

「計表ノ事業自今其規模ヲ弘拡シ追次完備ナラシメントス然レトモ各省ニ交渉ノ事件ノ如キ照会往復スルモ到底暗中摸索ニ涉リ明晰精確ナラサルヲ恐ル因テ式ニ準拠シ於各庁調理シ報告書ヲ作り期ヲ追テ当省ニ送付セシメラレシコトヲ請フ」(明治7年7月3日)

と、大蔵省統計寮から、統計業務全般について同省にて一括取り扱いたい旨の、上申がなされるのである。同上申に対抗して、政表課からも翌8月9日付でもって、上申書が提出される。

「統計表調製ノ事ハ政表中関係ノ条款ニシテ本課調製法ト事項ノ同シキアリ為メニ掌理重複スルノミナラス自然事務上錯雑ヲ生シ障碍少ナカラス元來政表ノ事ハ専ラ学業ニ関涉シ欧米各国ニ於テハ各一大院ヲ設ケ全ク独立業務ニ帰シ……自今更ニ統計寮中統計学ヲ修ムルモノヲ本課ニ合併シ⁽⁴⁾彼比ノ事務ヲ担当シ順序ヲ定メハ一層ノ便益ヲ得規模益整備スルニ至ラン謹テ高裁ヲ請フ」

と裁断を求めている。すなわち、統計業務は本来政表課がそのすべてに涉って担当すべきものであり、外国においても独立の中央統計局が設置され統計業務を専門に担当しているところである。したがって、わが国でも、大蔵省統計寮の職員中から、統計学を修めた者を政表課に加え、政表課をヨリ充実させて独立の中央統計機関として位置づけをなされたい旨の上申書を出したのである。このように、大蔵省統計寮と太政官政表課のあいだにおいて、統計業務の主務にかんする権限争いが繰り返されるのである。今日なお、みられるお役所の縄張り争いの原型が、この時期すでに存在したといえよう。

かような経過もまた、杉をして「建議書」を上申する一因ともなるのである。すなわち、この時すでに、ドイツ社会統計学に触発されつつあった杉は、その核心である大量観察法＝統計調査過程については熟知するところである。したがって、戸籍にもとづいて作製される人口統計に批判的であったのは当然のことであり、かつ政表課が、統計事務の中央機関として主導すべきだとい

主張も自ずから理解しうるのである。

杉の「建議書」はさらに続けて、全国的人別調の必要性を説くのであるが、いまただちに全国3府72県の人口調査を実施するにはさきの「駿河国人別調」の費用から試算すると、「大凡昨年分にて百万兩に至⁽⁶⁾る莫大な経費を要するので、「然る上差向関東地方に於て別に一箇国大吏地政表御取調相成度」と上申している。すなわち、関東地方において、まず試験的予備調査を実施したいと要請するのである。ここでの杉の建議が、国勢調査実施への胎動となるのである。がそれは、早急には実現しなかった。杉の提案が、まず地方レベルで具体的に陽の目をみるのは、5年後の1879年をまたなければならなかった。第1回国勢調査(1920年)にあっては、さらに遅れること50年近い歳月を必要とした。

さきにみた大蔵省統計寮と政表課との権限争いが、杉の建議から地方レベルでの人口調査まで5年を要した原因の一つともなり、加えて、社会的には西南戦争(1877年)をはじめとする各地での不平士族の反乱、農民一揆といった反政府運動もまた「人口調」を遅延させる原因ともなった。しかしこの間、杉は、来たるべき人口調査に備えて、着々と布石を敷いていくのである。すなわち、いったん縮小された政表課の拡大・強化、スタッフの充実、さらには後進者の養成に向けて腐心し、進展せしめる⁽⁷⁾。

(ii)

杉の多年の宿願を果す機会がついに訪れた。「甲斐国現在人別調」がそれである。これにさきだち、太政官調査局政表課において、杉亨二の主導の下に、1878〈明治11〉年9月1日から11月25日までの2カ月半に涉り、人別調査会議がもたれている。同会議において調査事項・人別調人心得等が検討、討議され、「人別調人心得并家別表書込雛形」が制定された。その内容は、まず同人別調の趣意を説明するとともに、「住家ヲ調フル心得」以下52カ条にわたって調査上の細目が規定され、6種の「家別表書込雛形」が付されている。さらに「人別調疑解⁽⁸⁾」なども付けられ、きわめて周到に準備がなされた。これらの十

分な用意万端も調査を順調に進行せしめる一因になったと考えられる。

ここでの企画をもって、政表課はさっそく下記の伺書を上申する運びとなる。

「人別政表ノ儀ハ人間至要ノ事ニ有之候処従来右取調ノ方法未タ其宜キヲ得サルヨリ各地方ニ於テ表記イタシ候人員等ノ調モ政表ノ用ニ適シ難キ箇条少ナカラス折角ノ取調モ徒勞ニ属シ却テ事実ヲ誤リ候儀モ有之遺憾ノ次第ニ御座候就テハ差向東京近傍ニテ便宜ノ地方一個国相択ミ当局ヨリ出張ノ上地方官並郡長戸長ト懇切ニ協議仕実地ニ就キ取調右一個国ノ政表編成ノ上御頒布相成候ハ、各地方ニ於テモ之ヲ標準トイタシ追々全国ノ人別政表モ成功ヨ期スルニ可至哉ト勘考仕候……」(1878<明治11年>11月)

すなわち、杉の年来の主張は全国的人口センサスの早期実施であったけれども、「此調査(人口センサス:注…引用者)を挙行するには学者の熟練も必要にして、多額の費用も亦必要である、乍去邦国の大事業なれば、軽挙を慎まざるべからず」と語るように、一挙に全国センサスを実施するには、まだ時期尚早だ⁽¹⁰⁾と考えていた。そこで「東京近傍」の地において、まず試験的予備調査を行なわんことを主張するのである。その上で、同予備調査を一里塚として、全国人別調へと発展せしめようと意図していた。

1879<明治12>年2月24日、上記の伺いの決裁をみる。ついで翌25日、

「人別政表ノ儀差向東京近傍ニテ便宜ノ地方一個国相択実地ニ就キ取調可申旨今般御決裁相成候ニ付テハ山梨県ノ儀東京ヨリ程近ク且一個国相纏リ居都合可然ト存候……」⁽¹¹⁾
(傍点…引用者)

と、「東京近傍」の地として山梨県が選定され、裁可された。ここで、山梨県が、その試験的調査の対象地域に選定された理由として、つぎのような点が考えられる。

- (1) 山梨県の管轄区域が同一の習慣をなす甲斐国一円に限り、かつその地山嶽をもって圍繞されているので自他人民の出入頗る静況であるということ。
- (2) 中央主務局より直接および間接の交通は迅速で費用の少ないという事、(3) 藤村山梨県令は長くその地にあつて、治績著しく人民の信用厚しということ。⁽¹²⁾

さらに、同調査が政表課の主管によって実施されるにあたり、内務省で1872年以来実施されていた「従前の戸籍調」との関係について、権限問題の調整が残されたが、これにかんしては、「あらかじめ、井上民法局長官に協議して戸籍法によるものとは別種調査として実施⁽¹³⁾」する旨の決着をみている。

この結果、1879〈明治12〉年4月、山梨県にあて、太政官通達⁽¹⁴⁾が発せられる。

「今般其県管下甲斐国一円山梨県人別取調トシテ太政官権大書記官杉亨二被差遣候右取調ハ他府県人別政表ノ模範トモ相成候ニ付取調方法等懇切ニ協議致シ人民営業ニ差障無之様可取計此旨相達候事

明治十二年四月二日

太政大臣三條實美」

ここでただちに、「御達の通り此調査は全国府県の模範とも相成るべき儀⁽¹⁵⁾」との使命感のもとに、調査に向けてへの準備が進められる。すなわち、太政官権大書記官・杉亨二は、山梨県令・藤村紫朗と協議の上、県下9郡（東山梨・西山梨・東八代・西八代・北巨摩・中巨摩・南巨摩・北都留・南都留）の各郡長および郡書記官等を召集して具体的な調査方法の打ち合わせに入る。またこの間、家別表（表7：調査票）11万枚を印刷して、各町村へ頒布している。

かくして、1879〈明治12〉年12月31日午後12時現在を期して、いっせいに調査が実施されるのである。

その調査事項として、表7にみるように、(1) 氏名、(2) 住地および住家の持借、(3) 世帯人数、(4) 年齢（満年齢）、(5) 体性（男女別）、(6) 身上の有様（未婚・夫妻・妾・鰥寡および離婚者）、(7) 職業（本業および兼業）、(8) 宗旨、(9) 生国、(10) 不具（瘋癲・啞聾および盲、ただし盲人にかぎり生来・病氣・怪我に分かつ）の10項が取り入れられている。

以上の調査事項を仔細にみると、まだまだ封建的社会形態の余蘊が残されている項目も見受けられるが、しかしその骨格において、人口センサスの基本的事項を完備しており、そのうちの幾つかは今日の国勢調査においても踏襲されているところである。それではここで、この調査項目の選定にあたり、何を参考としたかの問題が残る。すでに杉は、さきに見た「駿河国人別調」の経験

形 雛 込 書 表 別 家

表 7
甲斐國何郡何村

誰	誰	誰	誰	誰	何 ^平 ノ 誰	姓 名	住 家
附 籍	妹	長 男	妻	祖 母	家 主	家主及家族	持地持家
男		男			男	男	
	女		女	女		女	
未 婚	離 縁	未 婚	妻	夫 死	夫	身上ノ有様	明治十二年何月何日
十 四 一 月	三 十 三 七 月	十 八 二 月	四 十 二 十 一 月	八 十 八	四 十 五 八 月	年 齡	
相	甲	甲	甲	武	甲	生國	
ナシ	眞	ナシ	眞	眞	眞	宗旨	
農 作	○ 機 織	農 作	○ 針 仕 事	ナ シ	直 農 作	職 業	
						啞聾盲	

以下、5種の「家別表書込雛形」については、省略。
注) 統計院編、『甲斐國現在人別調』, 24ページ。

をもつところであるが、それにつけ加えて、この時すでに、欧米諸国で実施されていた人口センサスがその好適なサンプルとされたと考えられる。なかでも、1872年、ペテルスブルグ（レニングラード）において開催された第8回国際統計会議での決議事項と「甲斐国現在人別調」の調査事項との類似性に気づく。すなわち、そこで採択された「人口センサスにかんする国際調査事項」では、つぎの12項目があげられる。

(1) 氏名, (2) 体性, (3) 年齢, (4) 家長又は世帯主との関係, (5) 縁事上の身分, (6) 職業又は地位, (7) 宗教, (8) 常用語, (9) 読み書きの知識, (10) 出身地・⁽¹⁶⁾出生地, (11) 常住地及調査地の性質, (12) 盲・聾・啞・白痴・瘋癲等心身両方面の不具者。

したがって、調査項目の選定にあたっては、「恐らく、国際統計会議に於けるこの決議事項が参考にされたのではあるまいか。」と推定される。⁽¹⁷⁾

家別表の回収は、当初、1880〈明治13〉年1月初旬から開始され、2月1日までに完了の予定であったが、この間、徴兵令改正（1879年10月27日）にともなう突発業務の発生、明治天皇の山梨県巡幸などのため、同年8月下旬までかかっている。

「甲斐国現在人別調」は、杉が、多年にわたり吸収・蓄積につとめた統計思想を具体化せしめたものであった。しかもその後、欧州先進諸国の統計理論、とくにドイツ社会統計学を体系的に学ぶ機会をえることによって、科学的な認識のもとに実践化されたわが国統計調査史上初の試みであったといえよう。すなわち、「駿河国人別調」にあっては、まだオランダ・ドイツの官庁統計に依拠しての企画・設計であったがため、そこには多くの点において、不完全さや未熟さが残されており、「統計調査の意図と形が一応保持され」⁽¹⁸⁾たものの、杉の統計思想のたんなる開花にとどまった。しかしながら、「甲斐国現在人別調」にあっては、さきの「駿河国沼津・原政表」の経験にくわえて、ドイツ社会統計学の理論に則っての企画・設計であった。したがって、本調査において、統計調査としての形態は完全に整備され、杉の統計思想が具体的に結実せしめられたといえよう。

このことは、つぎのような人口調査にたいする彼の認識の一端を知ることによって明白になるであろう。すなわち、

「国人の動静を調ぶるに二様の別がある、其一は国民総数の現在調査で、之をスタチック調と云ふ、……其二は人生の変動する有様の調だ之をダイナミック調と云ふ、……此両様の調査は凡百の人事に応用すべきものである。」⁽¹⁹⁾(傍点…引用者)

と、ここで、人口統計をして、人口静態調査をさす「スタチック調」と、人口動態調査をさす「ダイナミック調」とに、その概念を明確に区分している。したがって、「甲斐国現在人別調」においても、同「緒言」で「此甲斐国人別表ハ即チ人員所静ノ調ニ係ルモノニシテ」⁽²⁰⁾(傍点…引用者)と述べるとおり、本調査は人口静態調査であることを明確に規定している。このことは、明治五年「戸口調査」にあつては、静態・動態概念が混在したまま不明瞭に実施されたことを想起するとき、そこには数段の進歩が示されたといえよう。

さらに「之ヲ行フニ先ツ家別表……記入セシム」⁽²¹⁾(傍点…引用者)との「家別表」とは、さきの表7、すなわち調査票形式の世帯票を意味するものであり、「調査票」を運用して調査過程を実践するという、まさに第一義統計の形態に則った最初の直接統計調査法として注目される。このことは、明治五年の「戸口調査」、あるいは当時の官庁統計一般に採用されていた「表式」調査と比較するとき、画期的な飛躍をみることとなり、「近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査」⁽²²⁾となるのである。この方式の採用は、もちろんドイツ社会統計学の影響によるものであった。なかんずく、その当時、杉が傾注していたハウスホーファの『統計学教程』(Max Haushofer, *Lehr- und Handbuch der Statistik*. Wien, 1872.)⁽²³⁾から強い教示を受けたであろうことは推察に難くはない。

さて、調査票の回収が順調に捗り、いよいよ集計という段階にまで進むのであるが、「哀然たる原表の竹長持に何杯となく来りし時は如何に着手せんかを知らず」と、11万枚という歴大な調査票が回収されてきたものの、そこでいか

なる集計作業をとるかに困惑してしまふ。同調査が、調査票を運用してのわが国最初の統計調査であることから、もちろん先例もなく、当然戸惑いという事態となったのである。そこで「ブロック氏の統計書に就き各国の実例を案ずるに単名票に写取り調査することありければ、其式を訳し……、印刷局に托し西の内八つ切の小票四十余万枚を作ること、し男の分は墨字女の分は赤字にて印刷せり」⁽²⁶⁾（傍点…引用者）とあるように、ここで、調査票をいったん「単名票」=「調査個票」に分解、転記して、集計する方式を採用したのである。さらに、この調査個票を基にして分類集計を行なうことにより、単純分類（集計）のみならず複合分類（集計）をも迅速に可能ならしめる途を拓いたのである。この方式は、今日の国勢調査においても採用されているところである。

調査時点の設定にあたり、(1879<明治12>年) 12月31日午後12時が設定されたことについては、「此スタチック調の方法を行ふには人間の集合して極めて静かなる時、即ち冬季を最も良し」⁽²⁷⁾（傍点…引用者）とするとの理由にもとづくものである。ここでもやはり、さきのブロックによると「人口が最も住宅を離れてゐない時期に行ふべき」⁽²⁸⁾であるとの主張が参考にされたものと思われる。そこで、12月31日は当然大晦日ということで、人口動揺の最も安定したる時という意味から選定されたのであるが、すでにこの時期、太陽暦が採用(1872<明治5>年)されていたとはいうものの、当時の情勢に鑑みれば、それはまず公的機関を主軸としての採用であった。したがって、当時の社会生活の主流はまだ「旧正月」(太陰暦)を中心として営まれており、このことから、12月31日というのは、「新暦」の区切りではあつても、民間の実情にはそぐわないものであつたと思われる。それゆゑ、調査日を12月31日と設定したことは、冬期は人口移動が最も少ないという点は考慮されていたものの、当時の社会・経済構造までも勘案しての採用ではなかつた。それはたんに、暦年の最終日だという便宜上の問題からの選定であつたと考えられる。⁽²⁹⁾

つぎに、「甲斐国現在人別調」という調査名が示すように、なぜ「現在」という文字が挿入されているかの問題がある。これを文字どおり解釈すれば、同

調査は現在地主主義での人口調査と理解しうるが、しかし、そこで調査対象となる人口を「人別調人心得并家別表書込雛形」によってみると、必ずしもこの判断が妥当しない。

「政表人別調ハ其本籍ノ人及ヒ寄留ノ人ニ就テ男女、年齢、家主、及家族、身上ノ有様ヨリ職業、族籍、生国、宗旨等ニ至ルマテ洩レナク取調フヘシ……」

「一国内ノ人ニシテ同郡又ハ他郡ニ寄留シ所持ヲ持ツ者ハ其寄留先ノ住居ニテ取調ハ……本籍ニテ書出スニ及ハス」

「他国ヨリ寄留シテ所持ヲ持タル人モ……書出スヘシ尤モ……其所持ヲ持タル人ハ書出スニ及ハス」

「雇又ハ稼キ等ノ為メ一国内ニテ同郡又ハ他郡ニ寄留ストイヘトモ出先ニテ所持ヲ持タル人ハ尚ホ本籍ニテ取調ヘ書出スヘシ……」

「籍ヲ移サスシテ一家ヲ挙テ他国ニ寄留スル人ハ本籍ニテ……取調ヘ其住家ノ桁ニ(何国へ出寄留)ト書シテ之ヲ分ツヘシ⁽³⁰⁾モ家主或ハ家族ノ内雇又ハ稼キ等ノ為メニ他国ニ滞在スル者ハ出寄留ト書スルニ及ハス」

したがって、ここでの人口は、明治五年「戸口調査」におけるような本籍人口でもなく、また今日の定義から厳密に解釈すれば、現在人口、現住人口、さらには常住人口のいずれの範疇にも該当しないのである。あえて名づければ、いわば「⁽³¹⁾常住的家族人口」と呼びうるだろう。このことは、同調査が、本籍地および寄留先の戸籍簿を基礎資料として実施されたことを考えあわせれば、人口の対象規定に一つの限界をもっていたという点もまたやむをえないことである。

むしろ、「現在」という文字を冠した理由は別にあったと思われる。これは、さきにふれた内務省⁽³²⁾戸籍寮と太政官政表課との間における統計業務の主務官庁を繞っての権限争いにその一因があったと想像される。なぜならば、「甲斐国現在人別調」と、とくに「現在」なる文字を挿入することによって、同人別調は、戸籍人口ではなく、現在人口を調査するものであることを明示した点である。すなわち、人別調は業務資料による帳簿人口(第二義統計)を対象とせず、直接調査(第一義統計)による現在人口の把握にあるので、戸籍局の権限を侵害

するものではないという意図から「甲斐国現在人別調」と名づけられたと考えられる。このことは、「政表上人別ノ儀ハ従前ノ戸籍調トハ趣意全ク相違仕別段内務省所管ノ事務ニ抵触ノ廉モ無之哉ト存候⁽³³⁾」との文言から明確に窺える。

つぎに、経済的諸属性としての職業の調査方法であるが、当時はまだ経済活動の大半が生業形態で営まれていたがために、職業概念と産業概念の明確な区分ができなかったが、

「就中骨の折れしは職業の項にて余は市街（東京：注…引用者）を歩むにも油断せず漫に府下の目撃する所に就き庶業を拾ひ集めて参考とし又大工の区別を聞かんが為め一夕……棟梁を招き……其社会の事ども聞質し家作大工船大工等の分業を知ることを得た⁽³⁴⁾」

とあるように、職業分類がわが国において、まったく前例なき事項であったがため、その苦労は察してあまりある。ここでの職業分類にあたっては、周到な準備のもとに企画・設計されている。まず、表8のように17科目の大分類項目を定め、その下に681種の細分類項目（表9）を配分した。ここで大分類項目は産業的区分と解すことができ、細分類項目は、概略において個人によって営まれる仕事と理解できる。それは、「明治5年の職分表にくらべるならば、はるかに合理的な、産業すなわち事業活動の排列を示⁽³⁶⁾」すものであり、近代的性格を具備したものになっている。しかし、ここでは有業者方式と労働力方式の概念的区分はまだ萌芽するにいたっていなかった。とはいえ、この調査結果は、「有業者」・「無業者」・「職業知レザルモノ」、によって分類され、さらには男女別・年齢別の標識が組み合わされて、当時の産業構造を知る上で貴重な材料として残されている。

ここにおいて、職業分類は封建的身分制を示す士・農・工・商という呼称から離れ、社会的諸属性を示す標識、たとえば商業、工業等がさらに詳しく体系的に分類されるのである。このことによって、戸籍業務による間接統計では、当時の急激な産業構造の発展に対処して明らかにしえなかった社会的諸属性をつぶさに表現するにいたった。この意味からも、杉の職業分類の方法は、「明

表8 「甲斐国現在人別調」における「職業」の大分類項目

(1879<明治12>年12月31日現在)

職 業	男	女	計
農作等ニ係ル業	112,067	82,292	194,359
飲食等ニ係ル業	641	138	779
身装ニ係ル業	857	19,648 ^{a)}	20,505
建物等ニ係ル業	2,437	11	2,448
家具等ニ係ル業	671	317	988
織物等ニ係ル業	648	22,577 ^{b)}	23,225
金物ニ係ル業	501	2	503
其他ノ製造ニ係ル業	643	767	1,410
商 業	6,284	1,549	7,833
通達融通等ニ係ル業	1,928	235	2,163
公役等ニ係ル業	734	4	738
宗教ニ係ル業	1,077	15	1,092
教育ニ係ル業	444	21	465
医術等ニ係ル業	422	117	539
学術等ニ係ル業	196	2	198
遊芸等ニ係ル業	82	18	100
其 他 ノ 業	133	706	839
合 計	129,765	128,419	258,184

- 注) 1. 「一人前ニ足ラサル者」男2,986人・女3,031人をふくむ。
 2. 家庭労働として特記された、a)「○縫針」18,301人、およびb)「○製糸」4,713人をふくむ。これは「職業者ニ非ラストイヘトモ縫針ヲ為シ機ヲ織リ自宅ノ用ヲ足ス程ノ婦女ハ皆之ヲ書キ載セ業名の肩ニ印ヲ付ケテ本職ノ人ト分ツヘシ譬ヘハ針仕事ナレハ(○針仕事)ト書スルカ如シ」との調査心得にもとづくものである(『甲斐国現在人別調』, 16ページ)。
 3. 統計院編, 『甲斐国現在人別調』, 61~95ページ。

表9 「甲斐国現在人別調」における「農作等ニ係ル業」の細分類項目

(1879(明治12)年12月31日現在)

本業	男	女	計	本業	男	女	計
直農作主	2,957	186	3,143	育蚕社役員及雇	2	—	2
直農作	21,769	456	22,225	薪採	32	5	37
直下農作主	316	30	346	炭焼	70	2	72
直下農作	17,124	298	17,422	杣職	120	—	120
下農作主	762	111	873	同日雇	1	—	1
下農作	23,369	954	24,323	木挽	227	1	228
農作	41,742	60,328	102,070	漆採	7	—	7
同雇	1,609	474	2,083	植木職	3	—	3
同日雇	1,206	628	1,834	庭師	34	—	34
粗挽	12	—	12	同日雇	1	—	1
同雇	10	—	10	馬飼雇	1	1	2
寺地直農作主	395	—	395	農産社役員及雇	5	—	5
寺地直農作	162	1	163	蓮根掘	1	—	1
養蚕主	4	5	9	○養蚕	2	19	21
養蚕及手伝	122	18,677	18,799				
同雇	2	116	118	計	112,067	82,292	194,359

注) 1. 「一人前ニ足ラサル者」男2,600人・女1,388人をふくむ。

2. ○印は家庭労働として特掲されたものである。

3. 他の細分類項目は省略。

4. 統計院編, 『甲斐国現在人別調』, 61~62ページ。

治10年代の日本の産業構造をきわめて合理的にとらえるに足るほど近代化されたもの⁽³⁷⁾であると理解できるであろう。

最後に興味ある事実は、人口を満年齢によって年齢別に観察することによって、各年齢ごとの人口構造が把握されたことである。しかもその調査結果は一

表10 「甲斐国現在人別調」による山梨県人口

(1879<明治12>年12月31日現在)

	男	女	計
総 人 員	197,663	199,753	397,416
住 地 に 居 ル 者	194,964	198,391	393,355
他 国 に 居 ル 者	781	588	1,369
行 方 知 レ サ ル 者	1,296	298	1,594
他 国 ヨ リ 入 寄 留	622	476	1,098

注) 統計院編,『甲斐国現在人別調』, 33ページ。

表11 「甲斐国現在人別調」による山梨県住家数

(1879<明治12>年12月31日現在)

	男	女	計
住 家 総 数	75,540	2,975	78,515
借 地 持 家	66,838	2,201	69,039
借 地 持 家	1,912	152	2,064
持 家 借 地	339	33	372
借 地 借 家	6,451	589	7,040

注) 統計院編,『甲斐国現在人別調』, 34ページ。

歳刻みで表章されており, すこぶる詳細な統計表として示されている。この点においても新機軸を打ちだしたものとして注目しうる。

かくて, 1881<明治14>年1月10日から, 同調査の集計・整理段階への着手に入ることになる。まず, 一家を基礎として村表が作成され, ついで郡表, 県表の順で作業は進められた。この結果, 1882年6月22日, 転記と製表作業が完了し, 同年10月10日, 印刷刊行の運びとなる。いま, そこで公表された甲斐国の総

人口数ならびに総住家数は、表10・11のとおりである。

これについて、つぎのような鵠的をえた評価がある。

「甲斐の地勢たるや四面山をめぐらし他地方との交通便ならず、かつ徳川氏の時にありても、かつてこれを分割したることなく、維新後もまたその全国を一県とし管轄を他と交えず、したがって明治一二、三年の交すなわち人別執行の頃にありては、同国社会一般の状態はなお封建の当時と甚だしく面目を異にせざるべしと推測するをうべし。人口の構成によりて封建時代の社会状態を研究すべき材料は、この甲斐国人別調において(38)他にこれあることなし」。

以上みてきたごとく、「甲斐国現在人別調」は、「真の意味に於ける現代的本邦人口調査の最初の模範であって、明治十五年六月に付けにされた該調査の出(39)版物は我人口統計の重要資料である。」(40)と評せられるように、同「人別調」が一地域における静態的試験調査にとどまったとはいえ、そこにおいて採用された近代統計調査の手法は、その後の統計調査にたいしてよき先例として役立てられるものであり、大きな影響を与えていくのである。

ともかく、さきの明治5年の「戸口調査」にあっては、行政当局の統計業務にたいする意識といい、たんに旧幕時代の「人別改」の延長線上において実施されたものであったが、その後わずか10年をまたずして、「明治草創期のわが国官庁統計に深くまつわりついていた前近代性を、明治12年というきわめて早い時期に鋭く切断した」(41)という点に鑑みても、「甲斐国現在人別調」は、わが国の統計調査史上において一つのエポックを画するものだといえよう。

「甲斐国現在人別調」は、(42)「他府県人別政表之模範」として実施されたものであり、かつ試験的予備調査の性格をもつものであった。このことから、その結了をまって、ただちに「全国現在人別調」が組上にのぼせられるのは時間の問題となる筈であった。しかし、その実現には半世紀近くの時間を要した。すなわち、1920(大正9)年の第1回国勢調査をまたなければならなかった。この遅延の理由は、政府ならびに社会の統計にたいする認識、ひいては日本資本主義発達の特性と大きく絡みあっていく問題である。

(iii)

「甲斐国現在人別調」が完了をみるや、即刻いわゆる「人員所動の調」である「甲斐国人員運動調」、すなわち人口動態調査が統計院によって企画される。いま同「人員運動調心得書及雛形草案」の前文をみると、

「人別ハ国ノ重事ナリ一國ノ風俗民業貧富強弱等ノコト皆人別調ニ拠リテ之ヲ明証スル者ナリ故ニ人別ノ調ハ精密ニシテ確實ナルコトヲ要トス……」⁽⁴³⁾

とあり、従来の戸籍法上の業務資料にもとづいて作成される人口動態統計では必要目的に対処しえず、完全性ないしは正確性が期せないため、さきの「現在人別調」と同じく、間接統計とは別個に直接統計調査によって、正確な人口動態統計をえようとの意図から計画されたものである。

そこで、

「一 人ハ国ノ本ニシテ人増サハ国盛エ人減ゼバ国衰フルノ道理ナリ故ニ毎年戸籍ニ就テ国郡ノ総人数及ヒ男ト女トノ人数ヲ調ヘ且ツ其増殖ノ多寡ヲ比較シテ人生ノ有様ヲ觀ルモノナレハ……」⁽⁴⁴⁾

の主旨によって、その調査事項は、(1) 男女別・年齢別、(2) 出生(公生・私生出産)、(3) 出生届洩れ、(4) 死亡、(5) 婚姻、(6) 離縁、(7) 移住人(来住および往住、縁事にかかる来住および往住)、(8) 行方不明者、(9) 棄児の9項目にわたるものであった。

その実施概況をみれば、1883(明治16)年5月13日から6月9日まで、山梨県の各郡役所に戸長を召集し、統計院から本調査にたいする趣旨説明がなされている。かくして、翌1884年の人口動態から調査報告が徴集され、1885年10月20日には西八代郡と南都留郡の調査簿が送付されてくる。ところが、同年12月28日、内閣制度の大改革(太政官制の廃止)に遭遇する。太政官統計院も内閣統計局と改置されるのであるが、そこでの機構は大幅に改編・縮小されてしまう。この結果、鳥尾小彌太院長をはじめ、杉亨二大書記官以下、退官、休官も

しくは転任者等が続出した。このような事態に逢着して、統計局の業務は数種の統計書を編纂するだけにとどまり、何らその機能を発揮しえない苦境に陥らされた。それがため、「甲斐国人員運動調」においても、何の集計結果もえることなく挫折の苦杯をなめるにいたった。したがって、その後の人口動態統計には何ら模範となるべき先例も残さず、またその影響を及ぼすものにはならなかったのである。

(I)のむすびにかえて

明治初期から着実にその歩みを続けてきた人口統計の発達も、爾今、明治中期を迎えるにおよんで、内外の政治・経済情勢の直接的・間接的影響をうけ、いったんその歩行の停滞を余儀なくされる時期へと進んでいくのである。ともかくも、人口センサスの必要性が世論を喚起するのは、1895年9月21日、国際統計協会から日本政府にあてられた、1900年の「世界人口センサス」への参加勧誘をまたなければならなかった。

注(1) 世良太一編、『杉先生講演集』、1902年、付録38～39ページ。

(2) 細谷新治、「移智賀事始(1)」、『書窓』第24号、1976年7月、6ページ。

(3) 細谷新治、同上誌、6ページ。

(4) 『政表課誌』完。総理府統計局編、『百年史』第1巻 総記 上、375ページ。

(5) 同上書、375～376ページ。

(6) 世良太一編、前掲書、38ページ。

(7) 拙稿、前掲論文参照。

(8) 調査実践過程において生ずる問題についての質疑応答集。

(9) 『統計院沿革(太政官沿革志二十九)』。総理府統計局編、『百年史』第1巻 総記 上、427～428ページ。

(10) 世良太一編、前掲書、47～48ページ。

(11) 『統計院沿革(太政官沿革志二十九)』。前掲書、428ページ。

(12) 岡松 逕、「甲斐国現在人別調記憶談」、『統計学雑誌』第283号、1909年11月、367ページ。

(13) 総理府統計局編、『総理府統計局八十年史稿』(以下『八十年史』と略す…筆者)。

1951年, 53ページ。

- (14) 統計院編, 『明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調』(以下『甲斐国現在人別調』と略す…筆者), 1882年, 1ページ。ただし, 本通達の文言について, 文献により, 以下のような相違がみられる。

『甲斐国現在人別調』

『政表課誌』完

『杉先生講演集』

『統計院沿革(太政官沿革志二十九)』

『杉亨二自叙伝』

……管下……

……管轄……

……山梨県……

なし

……模範とも相成候に付……

……模範とも相成候儀に付……

さらに, 『杉先生講演集』と『杉亨二自叙伝』では, ヒラ仮名が送られている。

- (15) 世良太一編, 前掲書, 49ページ。
- (16) 森 数樹, 『人口統計論』, 東洋出版社, 1935年, 57~58ページ。
- (17) 岡崎文規, 『国勢調査論』, 東洋出版社, 1935年, 37ページ。
- (18) 辻 博, 『『甲斐国現在人別調』の成立について』, 同志社大学『経済学論叢』第11巻第3号, 1961年, 28ページ。
- (19) 世良太一編, 前掲書, 47ページ。
- (20) 統計院編, 『甲斐国現在人別調』, 2ページ。
- (21) 同上書, 2ページ。
- (22) 相原 茂・鮫島龍行編, 前掲書, 41ページ。
- (23) 相原 茂・鮫島龍行編, 前掲書, 41ページ。
- (24) 高橋二郎, 『明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調願末』, 『統計集誌』第288号, 1905年3月, 108ページ。
- (25) Maurice Block, *Traité Théorique et Pratique de Statistique*, 1878. を指すものと思われる。筆者は原書未見であるが, 同訳書, 塚原 仁訳, 『統計学の理論と実際』, 栗田書店, 1943年。から推測すれば, 本書の第三篇 実践之部 第九章 資料の蒐集及び集計方法 第二節 集計方法——統計官庁内部に於ける操作 第二項 調査の方法——世帯票及び個別表, が, ここでの参考にされたものと思われる。
- (26) 高橋二郎, 前掲誌, 108ページ。
- (27) 世良太一編, 前掲書, 47ページ。
- (28) 塚原 仁訳, 前掲書, 237ページ。
- (29) 同時期における諸外国の人口センサスの調査日をみてみると, ドイツでは1875年12月1日, イタリアでは1871年12月31日, フランスでは1872年4~5月, イギリスでは1871年4月3日, アメリカでは1870年5月1日となっており, 各国の国情によって差異が認められる。

- 30 統計院編、『甲斐国現在人別調』、9～10ページ。
- 31 高橋二郎、「明治十三年三月三十一日甲斐国現在人別調の概要」、『統計集誌』第359号、1911年1月、37～38ページ。
- 32 1876<明治9>年12月19日、大蔵省職制及事務章程が改正され、その統計事務は、内務省成立後の大蔵省所掌事務の範囲内のものに限定された。翌1877年1月11日、大蔵省統計寮が廃止され、統計課となっている。他方、1876年4月17日、内務省戸籍寮は戸籍局となり、課を掛としている。
- 33 『統計院沿革（太政官沿革志二十九）』。前掲書、427ページ。
- 34 高橋二郎、「明治十三年甲斐国現在人別調顛末」、『統計集誌』第288号、1905年3月、106ページ。
- 35 1846年、ベルギーの第1回国勢調査において、ケトラーの意見によって採用された職業分類の方法が、ここでの参考にされたと思われる（岡松 徑、「甲斐国現在人別調記憶談（1）」、『統計学雑誌』第279号、1909年7月、216ページ）。
- 36 相原 茂・鮫島龍行編、前掲書、44ページ。
- 37 相原 茂・鮫島龍行編、前掲書、47ページ。
- 38 花房直三郎、「明治十二年末の甲斐国」、『統計集誌』第314号、1907年5月、211ページ。
- 39 本調査の報告書、すなわち、統計院編纂、『明治十二年十二月三十一日 甲斐国現在人別調』の出版刊行は、1882<明治15>年10月10日である。
- 40 高野岩三郎、『社会統計学史研究』（改訂増補）、栗田書店、1942年、258ページ。
- 41 相原 茂・鮫島龍行編、前掲書、39ページ。
- 42 統計院編、『甲斐国現在人別調』、1ページ。
- 43 「人員運動調心得書及雛形草案」、『百年史』第2巻 人口 上、989ページ。
- 44 同上書、989ページ。